

令和6年 北秋田市農業委員会 第4回総会

1. 開催日時 令和6年4月15日（月） 午後3時30分から

2. 開催場所 市役所本庁 3階 大会議室

3. 出席委員（28名）

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 櫻井 豊 | 3番 宮腰 文義 | 5番 佐藤 邦久 |
| 6番 中林 めぐみ | 7番 長崎 成人 | 8番 堀部 聡 |
| 9番 多賀谷 テル子 | 10番 長岐 正 | 11番 松岡 英敏 |
| 12番 伊藤 鶴一 | 13番 土田 紀子 | 14番 藤島 喜美男 |
| 17番 武田 響一 | 19番 佐藤 茂延 | 20番 金田 悦子 |
| 21番 藤岡 智洋 | 22番 中嶋 力藏 | 23番 佐藤 利子 |
| 24番 松橋 利彦 | 25番 伊東 誠子 | 26番 出川 信久 |
| 28番 小笠原 千春 | 29番 澤藤 匠 | 31番 野呂 義久 |
| 32番 若松 一幸 | 34番 金 俊英 | 36番 佐藤 篤史 |
| 37番 長岐 一志 | | |

4. 欠席委員（8名）

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 2番 佐藤 稔 | 4番 鈴木 豊 | 15番 成田 博幸 |
| 16番 寺田 一徳 | 18番 武石 修一 | 27番 佐藤 政信 |
| 30番 土濃塚 謙一郎 | 33番 佐藤 整 | |

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

| | | |
|-----|--------|----------------------------------|
| 第 1 | 報告第 8号 | 会務報告 |
| 第 2 | 報告第 9号 | 専決処分の報告 |
| 第 3 | 議案第15号 | 農地法第3条の規定による許可の取消について |
| 第 4 | 議案第16号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第 5 | 議案第17号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第 6 | 議案第18号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について |
| 第 7 | 議案第19号 | 北秋田市農業委員会「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について |

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

21番 藤岡 智洋 22番 中嶋 力藏

9. 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻となりましたので、只今より令和6年 北秋田市農業委員会 第4回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番 佐藤稔委員、4番 鈴木 豊委員、15番 成田 博幸委員、16番 寺田一徳委員、18番 武石 修一委員、27番 佐藤 政信委員、30番 土濃塚謙一郎委員、33番 佐藤 整委員の8名となっております。</p> <p>委員総数36名中、28名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>会長あいさつ（ 省略 ）</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>21番 藤岡 智洋 委員、22番 中嶋 力藏 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第8号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第8号 令和6年3月分会務報告です。</p> |

はじめに、3月7日、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都・砂防会館にて開催され、委員4名と佐藤副主幹が参加しました。

同じく7日、第3回総会案件の現地調査を、委員5名と事務局2名で行っております。衛星写真を用いての確認でした。

15日は、令和6年第3回総会を開催しております。

19日は、令和5年度第3回地域計画策定全県研修会が秋田市で行われ、簾内副主幹が参加しました。

22日は、第96回常設審議委員会が秋田市で開催され、疋田主査が出席しました。

報告は以上です。

議 長

以上、会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第9号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第9号「令和6年3月分 専決処分の報告」です。

表の3月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が1件、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が25件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が13件、(6) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が1件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が12件、合計52件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知（農地法第2条第1項の農地に該当しない土地）です。

(受付番号1番を朗読)

つづいて(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理（農地法第3条の3の届出）です。

(受付番号1番を朗読)

以下、13ページの受付番号25番まで、合計201筆、面積284,355.62

m²となっております。

次に、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理です。法人の名称、受理日等は15ページ記載のとおりとなっております。

次に、(6) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理ですが、法人の名称、受理日等は15ページ最下段記載のとおりとなっております。

次は16ページ、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理（農地法第18条第6項の合意解約ほか）です。

(受付番号1番を朗読)

以下16ページから17ページの受付番号12番まで、合計31筆、面積46,929.00 m²となります。

報告は以上です。

議長 報告第9号について事務局から説明がありましたが、(2) 非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

7番 長崎 成人 委員からお願いいたします。

7番 7番の長崎です。

番号1番の1件を報告させていただきます。

調査日は4月8日、調査員は36番 佐藤代理、4番 鈴木委員、5番 佐藤委員、6番 中林委員と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計7名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号1番の、森吉字碎渕の農地は、森吉山ダムにかかる森吉山大橋をこえて、道なりに3kmほど奥に進んだところにある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 長崎 委員、ありがとうございます。報告第9号について事務局と現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見等

ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可の取消について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをお開きください。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可の取消について」

下記のとおり農地法第3条の規定による許可の取消願いの提出があったので、許可処分の取消について審議を求める。

令和6年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 それでは、質疑に入ります。

議案第15号について、ご質問、ご意見等はありませんか。

19番 確認ですが、この後の処理としてこのまま農地として取り扱うことができるのか。

事務局 相対の契約であるため、このまま所有権が元の持ち主に戻って農地台帳から削除されるという流れになります。

19番 特別な理由というものがあったものですか。

事務局 担当よりご説明いたします。

疋田主査 譲受人からの聴き取りによりますと、耕作条件があまり良くなかったことと周辺が山林に面していたことから、許可はされたものの考え直したとのことで、双方合意のうえ今回の取消の申し出に至ったものです。

議 長 その他ご質問、ご意見等はありませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第15号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
続いて、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをお開きください。
議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議
を求める。

令和6年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号4番まで、合計4筆、面積9,183㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

農地法第3条第2項各号については20ページをご参照ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして
頂いた委員からも説明願いたいと思います。

5番 佐藤 邦久 委員からお願いいたします。

5 番 5番の佐藤です。

申請番号の1番から4番の4件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の23ページから24ページになります。

前山字村堤下の申請地は国道7号線から前山集落に入っすぐの、前山川ぞいにある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号2番は、資料の25ページから26ページです。

七日市字家後の農地は、七日市公民館の前の国道105号線のところから、圃場の中に約150mほどのところにある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号3番は、資料の27ページから28ページです。

米内沢字鶴田中岱の農地は、市役所森吉庁舎から道なりに3kmほど、松栄集落のちょうど真ん中ほどにある、住宅の後ろにある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に管理されており耕作が可能な状態とみられ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号4番は、資料の29ページから30ページです。

綴子字大堤の農地は、綴子小学校と鷹巣技術専門校の並びに隣接している、住宅の後ろにある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、農地の中に建物があり、転用違反と思われましたが、直前に事務局で直接撮影した写真では建物はなく転用違反は解消されておりました。そのため、申請地は適切に管理されており耕作が可能な状態とみられ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

佐藤 委員、ありがとうございました。議案第16号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。

議案第15号について、ご質問、ご意見等はありませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第16号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書31ページをお開きください。
議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年4月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

なお、受付番号1番は追認案件であり常設審議委員会への諮問案件となります。以下、受付番号2番まで、合計2筆、面積439㎡となります。ご審議の程よろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。

6番 中林めぐみ 委員から願います。

6番 6番の中林です。申請番号1番と2番を報告させていただきます。
調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は、資料の33ページから35ページです。

米内沢字長野岱の申請地は、旧米内沢高校すぐ近く、日栄集落の住宅の後ろにある農地でした。転用目的は住宅敷地の拡張で、追認の申請でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号2番は、資料の36ページから38ページです。

米内沢字七曲の申請地は、北秋田市森吉庁舎のとなり、介護老人保健施設もりよし荘の裏にある用水路をこえてすぐにある農地でした。転用目的は従業員の駐車場に供するとのことでした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

中林 委員、ありがとうございます。

議案第17号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。

議案第17号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第17号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書39ページをお開きください。

議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

はじめに所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下39ページの受付番号2番まで、合計6筆、面積10,396㎡となります。

つづいて議案書40ページ、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下、55ページの受付番号29番まで、合計73筆、面積が166,346㎡となります。

つづいて57ページから一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

以下、62ページの受付番号11番まで、合計28筆、面積63,879㎡となります。

以上の議案第18号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第18号につきまして事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第18号中、利用権設定の受付番号2番から6番まで、および10番、20番、21番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

5番

一括方式の6番と7番の借受人の名称の漢字はなんと読むのですか。

事務局

〇〇と読みます。

議長

その他ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第18号中、利用権設定の受付番号2番から6番まで、および10番、20番、21番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第18号中、利用権設定の受付番号2番から5番までについてですが、この件については、議席番号19番 佐藤 茂延 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：19番 佐藤 茂延 委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第18号中、利用権設定の受付番号2番から5番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第18号中、利用権設定の受付番号2番から5番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：19番 佐藤 茂延 委員)

議長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第18号中、利用権設定の受付番号6番ですが、この件については、議席番号17番 武田 響一 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：17番 武田 響一 委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第18号中、利用権設定の受付番号6番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第18号中、利用権設定の受付番号6番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：17番 武田 響一 委員)

議長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第18号中、利用権設定の受付番号10番ですが、この

件については、議席番号23番 佐藤 利子 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：23番 佐藤 利子 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第18号中、利用権設定の受付番号10番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第18号中、利用権設定の受付番号10番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：23番 佐藤 利子 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第18号中、利用権設定の受付番号20番および21番についてですが、この件については、議席番号26番 出川 信久 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：26番 出川 信久 委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第18号中、利用権設定の受付番号20番および21番について
質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案18号中、利用権設定の受付番号20番および21番について、原
案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：26番 出川 信久 委員)

議長 会議を再開いたします。

次に、議案第19号「北秋田市農業委員会「令和6年度最適化活動の目
標の設定等」について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書63ページをお開きください。

議案第19号「北秋田市農業委員会「令和6年度最適化活動の目標の設
定等」について」

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付
け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、北秋田市農業委
員会「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について別紙（案）のと
おり設定するものとする。

令和6年4月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志

提案理由

農業委員会による最適化活動の推進について、農業委員会は毎年度最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況および最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされていることから提案するものです。

詳細については担当からご説明いたします。

簾内副主幹

(内容説明)

議長

議案第19号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

8番

資料1の2ページの「1 最適化活動の成果目標」の(1)の②の農地集積の目標年度が令和14年度となっていますがこれでいいんですか。

簾内副主幹

令和5年度に改正した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の中で令和15年3月までの目標としているためそれと合わせたものです。

議長

その他ございませんか。

17番

資料2の①、②それぞれの経営面積の単位はいくらですか。

簾内副主幹

平方メートルです。

議長

その他ございませんか。

5番

資料2に記載されている法人に上小阿仁村や二ツ井など市外の事業者がありますが、市外で活動されているということですか。

簾内副主幹

本資料には農地所有適格法人以外の農業参入法人を記載しておりますが、農地の貸し借りをしている法人は農地が所在する市町村に対して報告書を提出することとなっているため、北秋田市内の土地を借りている

市外の2法人が記載されているものです。

議 長 その他ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第19号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第4回定例総会を閉会します。